

## 市民参加手続きチェックシート

令和元年度

部署名:

案件名:

市民参加の方法	No.	項目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)附属機関等の委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	5	附属機関等の委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況及び傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2	市民説明会終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2	ワークショップ終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
アンケート調査	1	アンケートの目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2	アンケート調査の名称、アンケート調査の目的、方法及び対象、アンケート調査の実施時期、アンケート調査の回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他の手法	1		<input type="checkbox"/>		
	2		<input type="checkbox"/>		

&lt;特記事項&gt;

--